

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年4月21日認可した。

令和3年4月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）笠松地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）唐谷池地区